

## 台風19号被災者への義援金を届けました



中庭市議 土田市議 高橋市長 水尻県議 大内元県議 田中市議

台風被災者支援のために寄せられた募金を義援金として、日本共産党茨城県委員会から70万円(11月8日)、日本共産党中央委員会から100万円(11月19日)、合計170万円を水戸市に届けました。高橋市長は「被災者支援のために大切にに使わせていただきます」と答えました。

## 2019年12月議会に提出された主な議案

### ▶水道料金の11%値上げ条例

高橋市長は来年4月から水道料金を11%値上げする条例を提案。総額約5億円の負担増の見込みです。消費税増税で2%の水道料金値上げがあったばかり。家計を圧迫する値上げの撤回を求めます。

### ▶駅前広場の利用を規制する条例

安全で快適な駅前広場の環境確保のためとしてローラースケートやスケートボード、指定場所以外での喫煙などを禁止。勧告に従わない場合5万円の過料に処すというもの。条例は広場利用に「許可が必要になる場合がある」と明記。「駅前広場の自由を守る



連絡会」は表現の自由を制限する恐れがあるとして11月13日に703名の反対署名を提出。茨城県弁護士会も会長声明を発表し表現の自由への不当な侵害の危険があるとして「慎重な審議」を求めています。

本会議傍聴 市役所8階 **ぜひ傍聴におこしく下さい**

- 12月9日 代表質問(土田議員)
- 12月10日 代表・一般質問(田中・中庭議員)
- 12月11日 一般質問
- 12月12~13日 常任委員会
- 12月17日 本会議最終日



**土田議員 代表質問**  
12月9日(月)  
午後1時(予定)

1. 防災行政について
  - (1) 台風被害と避難対応について
  - (2) 被災者の生活再建について
  - (3) 水害対策と再発防止について
2. 水道料金の値上げ条例は撤回を
3. 東海第二原発は再稼働せず廃炉に
4. 新市民会館整備計画について
  - (1) 不透明な再開発事業は中止を
  - (2) 早期に市民の望む市民会館を
5. 開放学級の民間委託について



**田中議員 一般質問**  
12月10日(火)  
午前11時頃~(予定)

1. 教育行政について
  - (1) LD(読み書き障害)の児童生徒への支援について
  - (2) 不登校の児童生徒への支援について
2. 保育行政について
  - (1) 認可外保育施設での事故について
3. 水道行政について
  - (1) 水道料金の値上げ撤回について
  - (2) 茨城県中央広域水道からの受水中止



**中庭議員 一般質問**  
12月10日(火)  
午後1時半頃~(予定)

1. 国保行政について
  - (1) 国保税の値下げについて
  - (2) 子どもの均等割の廃止について
2. 税務行政について
  - (1) 生活実態にみあった市税の徴収を
3. 駅前広場の利用を規制する条例について
4. 台風被害について

ムダづかいしながら  
水道料アップ5億円?  
値上げは中止を!



\* 議事の都合により時間が変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

台風19号による大規模水害からの復旧と災害対策の拡充を求める意見書（案）

本市では台風19号に伴う大雨により甚大な被害が発生した。那珂川、藤井川、西田川、田野川、新川、涸沼川で越水、溢水、決壊が発生し、住宅は全壊、半壊を含め約700件が被災し、農業や商業も大きな被害を受けた。道路や農業用施設など多くの公共施設も被災し、現時点で判明している復旧費用だけで約56億円と見込まれている。今なお自宅に帰れず、厳しい避難生活を続けている方々もあり、手厚い被災者支援が急務となっている。

地球温暖化による異常気象が常態化し、今回のような大規模台風の頻発も予想されており、早期復旧とあわせ、堤防建設など災害に強いまちづくりが求められている。よって、政府においては、市民の生命と財産を守るため、下記の事項について早急な対策を行うよう強く要望する。

#### 記

- 被災者生活再建支援法の支援金の支給は、全壊、大規模半壊などに限定せず、半壊、一部損壊も対象とすること。また、被災者生活再建支援金及び住宅応急修理の補助額を大幅に引き上げること。
- 被災した農家や中小零細業者が営農や営業を再開できるよう災害復旧事業の補助率を引き上げること。また、農作物被害に対し十分な支援を行うこと。
- 那珂川等の河川整備について
  - 那珂川無堤防地区（常澄・国田地区など）の築堤に早期着工すること。
  - 越水した箇所を堤防かさ上げ、補強を行うこと。
  - 流下能力の向上のため、河道掘削など抜本的な河川改修を行うこと。
  - 那珂川の支流（藤井川、田野川、西田川、新川など）の氾濫、溢水等で浸水被害が発生しており、茨城県とともに堤防建設やかさ上げ及び監視体制強化を図ること。また、内水排水ポンプの能力不足や稼働しなかったことによる浸水被害の再発防止に向け、水門や排水ポンプの機能強化を図ること。
- 情報伝達について
  - 台風19号での那珂川などの氾濫発生時に、国が氾濫発生情報を出さなかった等のため、本市では避難がくれた170名がヘリコプター等で救助される事態となったことから、情報が発信されなかった原因究明及び人員体制の強化など再発防止対策を講じること。
- 自治体への支援について
  - 避難所運営の改善や避難物資の確保を初め、被災自治体に対して災害復旧に必要な財政的支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣  
農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 衆参両院議長 宛て

水戸市議会

安倍首相による「桜を見る会」私物化疑惑の徹底解明を求める意見書（案）

内閣総理大臣が主催する桜を見る会は、「各界において功績、功労のあった方々を招き、日頃の御苦勞を慰勞するとともに、親しく懇談する内閣の公的行事」（安倍内閣の閣議決定）として、1952年（昭和27年）から、4月中旬頃に新宿御苑で開催されてきた。例年、約1万人が招待され、酒類や菓子、食事が振る舞われ、招待客の参加費や入園料は無料である。費用は税金から拠出されてきたが、第2次安倍政権の5年間で招待者が1万8,000人まで激増し、予算額の3倍の5,000万円まで膨れ上がっており、安倍首相など政権中枢のメンバーが公私混同甚だしく支持者を多数招き、事実上後援会活動の場としていたことが明らかになった。菅官房長官は来年度の中止を発表したが、中止で幕引きは許されない。

1,000人も首相推薦枠や私人であるはずの首相の妻・昭恵氏による推薦のほか、副総理、官房長官、官房副長官の推薦が計約1,000人、自民党関係者の推薦が約6,000人で、今年の約1万5,000人の招待者のうち過半数が政権中枢と自民党の推薦枠であった。首相みずから推薦者について意見を言い、安倍後援会が招待者を取りまとめたことが明らかとなっており、招待者の取りまとめ等には関与していないとの首相答弁は虚偽である。

首相の地元、山口県内の後援会関係者のもとには例年、安倍事務所から桜を見る会とともに東京都内観光への参加を募る文書が送られ、申し込むと内閣府から桜を見る会への招待状が届くと同時に、安倍後援会主催の前夜祭の案内もあった。申込書には住所や氏名を書くだけで、用紙をコピーすれば後援会とは無関係の人を誘うことも可能であり、功績、功労とは関係なく予算を目的外に使用した疑いが濃厚である。

公的行事の私物化は、重大な政治倫理違反であるにもかかわらず、招待者名簿を破棄するなど、首相と政府は事実を隠蔽し、真相解明を妨げる態度に終始している。無料で酒や食事が振る舞われる桜を見る会に自分の選挙区の後援会関係者を招くことは、自分の資金を使えば公職選挙法違反となる行為を税金で行ったことにほかならない。

また、安倍後援会が主催した桜を見る会の前夜祭をめぐる疑惑も重大である。高級ホテルで1人5,000円の会費は不自然であり、会費より飲食費が上回っていた場合、不足分を安倍事務所などが補填していれば公職選挙法で禁じられている有権者への寄附行為、買収に当たる可能性もある。さらに政治資金規正法は、政治団体の全ての収支を政治資金収支報告書に記載することを義務づけているが、首相の関連政治団体の収支報告書には前夜祭についての記載がなく、政治資金規正法違反（不記載）の可能性も指摘されている。

このように、首相による桜を見る会の私物化は、血税を使って有権者の買収を行っていた疑惑であり、公職選挙法、政治資金規正法に抵触するおそれのある重大問題である。安倍首相による国政や税金の私物化、公私混同に対する国民の怒りが広がっており、政治への信頼を失墜させた責任は重大である。

よって、政府においては、首相自身が説明責任を果たすとともに、国会において、桜を見る会をめぐる税金私物化疑惑の徹底解明を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 衆参両院議長 宛て 水戸市議会

# 「桜を見る会」疑惑の徹底解明を求める意見書 ▲ 台風19号の水害からの復旧を求める意見書